

## 【町民生活部】 施政方針

### ゼロカーボンシティ宣言について

- 平山委員 1番、平山光生でございます。施政方針2ページ目、4段落目5段落目においてゼロカーボンシティを目指し取り組んでまいりますとありますが、閉会中の厚生常任委員会においても、宣言については調整中というお話をいただいております。近隣町において宣言を実施していますが、中標津町においてはいつ頃具体的に宣言するのでしょうか？
- 町長 平山委員の御質問に答弁申し上げます。ゼロカーボンシティの宣言でございますけれども、今委員がおっしゃられましたように、根室管内はもう既にすべての当町以外が宣言しております。釧路管内も既にしております。北海道もちろん進めている部分でございますので、当町も早急にと考えているところでありますけれども、関連予算も含めて当議会に提案をしておりますので、それが可決いただければ速やかに宣言をしたいというふうに考えております。以上です。

### 自殺対策の予算内容について

- 安藤委員 2番、安藤美佳と申します。施政方針10ページ、(3)健康づくりの推進の上から6行目ですけれども、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱に基づき、平成31年に策定しました中標津町生きるを支える自殺対策行動計画の期間が本年度をもって終了することから、コロナ禍による孤独・孤立などの新たな課題を踏まえた次期計画の策定に取り組んでまいりますと書かれておりますが、主要施策7ページ、83番の地域自殺対策強化事業において、前年度予算14万から令和5年度64万4,000円と確かに予算自体は増えておりますが、事業内容の方をお伺いしたところ、計画の策定とそのアンケートの印刷だとか郵送費がほとんどで、ゲートキーパーの養成講座や研修などは1つも予定していないと説明を受けました。自殺対策としての予算に正しく反映しているとお考えでしょうか？
- 健康推進係長 健康推進係長の田中と申します。ただいまの安藤委員の御質問にお答えいたします。令和5年度は、先ほどおっしゃったとおり、現行の自殺対策行動計画の終了年度となりますことから、令和6年度からの第二次自殺対策行動計画策定に向けての見直しの時期に当たります。現行の計画にありましたゲートキーパー養成講座の開催につきましては、令和元年度と令和3年度に開催し、令和元年度では39名、令和3年度では77名の参加があり、当初の目標としておりました100名も達成出来たところでございます。さらに今年度は地域の関係機関と連携することで地域のネットワーク体制を構築し自殺対策の推進に当たるため、地域連絡会議を設置し町内の関係機関で自殺対策に携わっている担当者に集まっていただき、自殺に係る基礎知識や自殺対策に取り組む意義など共通認識が図れたものだと考えております。こういった実績を踏まえた上で現行の計画の評価を行い、第二次自殺対策行動計画策定に向けての年度と考えますことから、研修会の開催は予定しなかったところであります。また、現在も行っております心の健康に関する相談業務や出前講座、広報誌やホームページなどの啓発などは引き続き行ってまいりますので御理解願います。以上でございます。
- 安藤委員 12月定例会でゲートキーパー育成について一般質問をさせていただいたんですけれども、その時町長からの答弁で、地域のネットワークは人材の育成が対策を推進する上で基盤となる取り組みと考えておりますというふうにいただいておりますが、計画策定も確かに重要ではありますけれども、育成という部分では研修などはやっぱり必要だと思います

がいかがでしょうか？

- 健康推進課長 健康推進課長の本間です。安藤委員のおっしゃるとおり地域のネットワークも重要なことであります。それは本年度、地域の関係機関の人たちを集めて中標津町の現状とか自殺対策に関わる意見をお聞きしながら、取り組む意義について地域担当者と会議を持ったところがございます。それを踏まえまして6年度からの第二次に向けて、さらに町内の関係機関の人たちとの話し合いを持った上で、今後、このゲートキーパー養成講座、そういった研修も含めた開催について協議しまして、さらにこの地域のネットワークを進めていきたいと考えております。以上です。
- 安藤委員 実際今後もさまざまなものが値上がりを予定している現状で、計画だとか会議だけでは自殺を防ぐことはできないと思われまます。アンケートだとか会議の結果などによって研修などが必要となれば、補正予算をかけるなどの対応なども可能なのでしょうか？
- 健康推進課長 はい。健康推進課長の本間です。自殺行動対策の策定委員会を設置しまして、その中で各関係機関から令和5年度においても、そういった研修等必要ではないかとなれば中身を詰めまして、日程的に可能かどうかもありますけれども、そういった意見があった場合には考えたいと考えております。

## 【町民生活部】一般会計予算歳出

### 無料法律相談開設事業

- 宗形委員長 7番、宗形でございます。主要施策ナンバー10番、無料法律相談開設事業ということで質問させていただきます。これ以前、吉田副委員長の方からもいらないのであってというような質問をされていまして。去年の決算の中でも僕からちょっと質問させていただいて、どのくらいの件数があるんですかっていうことで、令和元年から3年まで13件から20件の間行き来しているっていうことで、大体1回平均6回から7回くらいあるのかなというふうに思って、大変すばらしい事業だなと思うわけです。思うわけですが、この事業自体が中標津町に弁護士がいない等の状況で法律相談受けられない状況だったときに作られたものですので、町内に今弁護士事務所が3件4件あるかな。4件くらいあるんですけども、その中でいますので、もう必要ないのではと僕も同意見で思うところでありまます。予算だったんですけども12万3,000円ということで、3回で割ると4万1,000円。1,000円についてはお弁当代かなと思うんですけども、4万円という数字なんですけども、大体6件から7件、7件くらいだとしても弁護士の1回あたりの相談料30分だとしても5,000円かかるところを4万払っているわけであって、実質3万5,000円ということで、金額にしては3万5,000円くらいの金額を4万払っているというお話なんです。そこで多く払っているというのもあるんですけども、先の9日の委員会の方で、法テラスもあることだし、そろそろいいんじゃないかっていう話はさせてもらいました。法テラスっていうのは弁護士の方で無料相談を受けられる相談を電話で出来るというシステムなんですけども、そちらもあるのに何故やるんだっていうことだったんですけども、答弁が貧困の方が法律相談できるお金もないから、そういうふうにやらせていただいているという答弁だったんですけども、その点、法テラスあることを踏まえてどのようにお考えでしょうか？
- 生活課長 生活課長田中です。ただいまの宗形委員長の御質問にお答えいたします。先ほどの委員会でもですね、そのような回答させていただいたんですけども、確かに当時は弁護士さんがいらっしやらない状況の中で何とか町民の相談を受けたいということで始まったも

のでありまして、年々回数も減ってきているところですが、現在、3回開催、6月10月2月開催しておりますが、ほぼ7名の枠がいっぱいになるぐらい、受付開始のその日の朝から電話が鳴るような状況もあります。我々としてはある程度需要があるというふうに見込んでおります。お金の部分の話ありましたけれども、そういった金額のところのみならずですね、やはり弁護士相談というのは、民事家庭内いろいろお困りの状況あると思うんですが、突然弁護士に電話をしてですね、相談するっていうのはなかなかハードルが高いというふうに考えてもおります。そういった部分では生活課の方で一旦お受けさせていただいて、釧路の弁護士会さんの方からの御協力で派遣いただく弁護士さんに役場の方で30分ずつお話を聞いていただくと。そこで納得される場合もあります。話が進む場合も多々ございます。さらにそこで協議が必要な場合は地域の弁護士さん、あるいはその相談を受けた弁護士さんにつなげていくことがスムーズなかなっていう側面もございますので、引き続きですね、この法律相談については、これぐらいの規模を継続していきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○宗形委員長 7番、宗形でございます。今引き続きやっていきたいということでしたけれども、大変好評でっていうことなんですけれども、12万3,000円という額が大きいか少ないかっていうのはわからないですけれども、町民の法律相談っていう事で問題の解決に当たっていただけるのかなというふうには思うんですけども、やっぱり近隣の町は法律家がいなくて、僕も私業でいろんな町に行って相談を受けることあるんです。その中で手弁当で報酬もなかったっていう、それが不満っていうわけじゃなくて、そういうのをやっぱり私業っていうのは社会貢献、資格を持っているというのは社会貢献だと思うんです。なので、そういうことで僕もそうやって無報酬で手弁当でやることもあるということもあったりだとか、例えば今弁護士会でやってもらったとかっていうのもあるんですけども、やっぱりそういうところで協力してもらって、予算なんで出せない町はやっぱり予算がなくて出せないんです。その中できるといふ町もあれば、中標津町みたく予算付け出来るという町もあるので、そこのところちょっともう1度考えていただいて、そういう町もあってやっていかなければならないと思うんですけども、それでも来年度以降また予算付けして継続していくのかお聞きしたいと思います。

○生活課長 ただいまの宗形委員長の御質問に御答弁申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、この事業については当時よりかは大分縮小化してきているんですけども、やはり相談のしやすさですとか、法テラス、実はお金がかかってきますし、一定程度条件を満たせば無料で相談できるということありますけれども、我々の当時の法律相談の1番多いときですね、年間90件ぐらいの相談もあったという年もあります。そこから大体30件ぐらいに推移しまして、各月でやっていたものを年4回あるいは今は年3回という形で縮小でやってきておりますので、これ以上減らすという考えはちょっと現時点ではございませんで、引き続き民業圧迫というような当時も議論あったんですけども、それぐらいの程度であれば、既存のいくつかある弁護士さんとの共存もできるのではないかなということで、地元の弁護士さんに入っているところもありますので、引き続き年3回、最大ですと21コマ分の相談は5年度以降も引き続き実施していきたいと思っております。以上です。

## 全町内会連合会活動推進事業

○松村委員 18番、松村康弘でございます。主要施策の39番、全町内会連合会活動推進事業630万。町内会活動推進とか運営費補助、全町連だよりの発行支援などに使われる予定とい

うことで予算措置がされています。この質問は過日、厚生常任委員会でもいたしております。私たち厚生常任委員会は、最近、全町連の役員の皆さんと懇談会を開きました。その中で指摘を受けたことについて、ぜひとも理事者の皆さんにも理解を求めたく、この場で発言をしていくものでございます。役員の方々の意見交換の中でお聞きしていて非常にびっくりしたことがございます。全町連の役員の方々に中標津町役場から協力依頼という形でさまざまな会議への参加要請とか役職の依頼とか、こういうのが相当な件数いつているということですね。与えられたそれらの職責に対して、町政全般に対して目配りをして考えていくということ、その結果において会議の発言とかと考えるときに、これらが無償の行為としてそのまま続けていっていいものだろうか。基本的に有償のボランティアとしての位置付けを明確にして対応していくべきではないか。一方で、安易に全町連の役員さんだからということでパンパン役職を振ってはいけないのではないかと。そういう部分について指摘したところがございます。これについて、ぜひとも理事者側のお考えをお聞きしたいのが1点でございます。もう1点。その懇談会の中で、いわゆるその全町内会連合会の役割として、自助、共助、公助。この共助を実現するための自治のあり方について、東川町との町内会についての意見交換をする機会があったということでもございました。その中で町内会や全町連の権能強化ということでもございますけれども、東川町では除雪や街灯など予算を自分たちで配分していくような権能は与えられている。そういう指摘がありました。往々にして、町内会が行政の下請けになっているんじゃないか、そういう思いを全町連の役員さんの皆さんも持っていらっしゃるし、町民も割とそう思っている節があります。権能を強化するという視点で、そういう思いが全町連の皆さんに自治を強化する体制、そのための支援が欲しいんだという思いがあるんですけども、この2点について副町長でも町長でも結構でございます。御答弁いただけますでしょうか？

○町長 はい。松村委員の御質問に御答弁申し上げます。まず各委員会、町で持っておりますいろんな委員会等への出席でございますけれども、約40ぐらいの委員会がございまして、その中に大体1人の方が約4つぐらいずつ持って61という数字でございます。それを20人でやっておりますので、1人当たり4つぐらいの委員会に出ているような状況でございます。非常にお世話になっているところはあります。しかし、全町連の方だけでやっているわけではございませんので、町民多くのいろんなところの職域、それから公募というのもございます。そういうところから出ている部分でございます。ぜひ全町内会連合会というのは非常に町民の中での基本的な組織でございますので、そういったところに当然意見が出てくる、もしくはそれをフィードバックしていただくという部分では非常に重要な組織でございますので、これは御理解願いたいと思うわけでもございますけれども、あとそれを有償にするかしないかという部分でもございますけれども、実際には法に則って作って条例化しているという部分、そういった部分では有償の実は組織の中にはございます。しかし、すべて条例化していくという話になりますと、またこれいろんな部分ですね、ややこしい話にも当然つながりますし、どこを条例化するかしないかという問題も含めてございます。そういった部分から考えると、現状の委員会団体のあり方で推移するしかないのではないかと思っているところでもございます。したがって、今後ですね、いろいろ考えなくてはいけない部分もちろんあるかもしれませんが、しばらくの間はですね、今の現状の状況でも続けざるを得ないだろうなというところは1つ思っているところでもございます。それともう1点、東川町の関係でございますけれども、現在当町ではそういったふうにはやっていないということでもありますけれども、確かに小さな町の中で町内会の力を借りながらいろんなことをしていくというやり方も当然あるのかと思っておりますけれども、すべてにそれが

及ぶかどうかという、町の規模も含めてというところでございます。町内会に一定の金額をお示ししながら、例えばごみ減量リサイクルでありますとか、そういう部分ではお力添えをいただいておりますけれども、将来に向けての研究というふうにはなるのかもしれませんが、現時点ではちょっと御答弁に關しましては、出来得ていない部分もでございますし、実際に検討していない部分でございますので、その辺に關しましては、ちょっと御答弁差し控えさせていただきます。以上です。

○松村委員 全町連役員の皆さんの充て職の件でございます。とりあえず、条例化する部分についてもややこしいので現状のままというお話ではございました。それも理解はいたします。しかしながら、積極的に考えてもらって責任を自覚してもらって、そして会議の場面で発言してもらって、そのことを他の全町連以外の部分もそういう役職に振っていく場面において、これからは検討していくべき時代なんだろうと思います。ただ、でも先ほども消防団の充足率9割とか、さまざまな部分で公に奉仕する仕事に関して充足してないという、もしくは積極的に参加してもらえないという中で問題意識だけはぜひとも持っていただきたいと思っております。以上です。

## 高齢者支援事業

○江口委員 8番、江口智子でございます。主要施策ナンバー64の高齢者支援事業についてですが、新年度、高齢者の災害時要援護者台帳の整備を行うというふうに事業に含まれておりますが、同じく災害弱者である障がい者や妊産婦の台帳整備の予定についてはどのようになっているかお尋ねします。

○社会福祉係長 福祉課社会福祉係長の篠永です。ただいまの江口委員の質問につきまして回答いたします。災害時要援護者支援制度の実施要綱上における災害時要援護者は、70歳以上の独居高齢者や70歳以上の夫婦世帯等、重度障害者、難病患者、要介護状態区分が3以上の者、その他町長が必要と認める者としております。平成24年に障害のある方への相談支援体制の充実として、生活実態などのアンケート調査を実施し、その中の回答において、災害時には近くに避難を手助けしてくれる方がいないと回答された方へ、要援護者台帳登録への案内を行ったところでありますが、外部機関への情報提供とした観点からか、重度の障害のある方での台帳登録者はありませんでした。当課におきましては、重度心身障害者医療制度や障害福祉サービスの支給において障害のある方の情報は把握しているところではありますが、今後とも当事者への同意、登録への勧奨をし、台帳整備を進めていきたいと考えております。また、妊産婦につきましては、現状当事者へ台帳登録を促しているところではありませんが、災害時の避難所受け入れの際の配慮を要する方ではありますので、行政が保有する情報として保健センターと情報共有を図っていききたいと考えております。私からは以上です。

○江口委員 8番、江口智子でございます。障害者の方への前回の調査が平成24年ということで期間が空いていること、それからまた災害時要援護者台帳というものの性質をよく理解していただくための啓発活動等必要かと思っておりますが、このことで1人の逃げ遅れも作らないための防災体制の構築には欠かせないことであろうかと思っておりますので、ぜひ、障害者また妊産婦の方への勧奨を行っていただきたいと思っております。質問ではなくてすみません。以上です。

## 高齢者支援事業

○松村委員 18番、松村でございます。ただいまの高齢者支援事業、64番について私も質問い

たします。災害時要援護者台帳整備と町内会との関係でございます。これについても、先の厚生常任委員会、予算のところでやり取りをいたしましたけれども、今般私の所属している町内会で、3月10日までに町内会としてこの台帳を町内会活動の活性化のために使うので提出していただけないかという、そういう書類を役場に出すようにというお話を聞きました。そのことについて問題提起をしたんです。この要援護者台帳、結果として地域支援員を指定して運用していくわけですけれども、これを町内会が裁量していくのか。それとも行政が裁量していくのか。大きな行政的な仕事の分かれ道のところなんだろうなと思います。基本的には私は、これも先ほどのボランティアの話ではございますけれども、無償のボランティアでやり続けられるものではない。全国的な傾向を見ると、例えば消防団の人たちにこれをやってもらおうとか、高齢の民生委員にやってもらっているけれども、どこまでできるんだろうとか、いろんな問題抱えている中で行政が地域支援員に対して、直接的に金銭的にも、それから研修とか、さまざまな自己研鑽の機会とか、そういうものを提供していく部分を含めて行政から町内会に応援要請というか、そういう考え方は基本的になければならないのに、そのようには見えないのですということをお話いたしました。これについて理事者側のお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○町長 松村委員の御質問に御答弁申し上げます。要支援台帳の関係でございますけれども、基本的にその災害が起こった時には一義的にはですね、自分たちがやはり自分たちの身を守る、それから隣近所含めて身を守るという部分でございます。これは行政側からお願いをするというように、どうもとらえられがちに今なっているような気がいたしますけれども、現実には自分達でしっかりとやはり自分たちの身の回りを守ることの意味合いでございます。それに対しまして、こういったまだまだ弱者がいっぱいいますよっていうことを、行政側からの資料でお知らせをするという状況でございます。決して行政側からやってくれよというふうなものでは、これは実はございませんので、そのあたりぜひですね、住民の方々にもしっかりと御理解いただきたいなというふうに感じているところでございます。したがって、仮に有償というふうになりますと、それを行政側から与えられてしなくちゃいけないというふうになってしまう部分でございます。現実にはそうではないので、逆に自らが発案してぜひやっていただきたいというふうに思っていたかかないとですね、どうも関係がなんかちょっと崩れ気味になってしまうということもありますので、ぜひその辺を御理解いただければというふうに思っているところであります。以上です。

○松村委員 18番、松村でございます。町長のただいまの御答弁に対して、地域支援員というのを実際に選定していかねばならない。それもできれば、要援護者1世帯に対して2名欲しい。そうすればいよいよ持って非常時に1人がダメでも、もう1人が駆け付けられる可能性っていうのは非常に強くなる。そういう運用の状態をテレビで見えています。この要支援員を実際に配置するというかお願いして、それを町内会が頼む。しかしながら町内会に参加していない要援護者もいるという状況の中で、町内会が実際にどれだけの権能をそこで指導力というか、発揮していけるのかっていう部分に現実的にもすごい問題意識があるんです。なので、行政がここにしっかりと加わらなければならないのではないかとこのように考えるんですけども、この辺町長いかがですか？

○町長 御答弁申し上げます。当然行政側としてはですね、地域に対してこういった弱者がいるというのは当然、地域の方々にも御理解いただかなければいけませんけれども、資料提供自体そのものがですね、資料が非常に個人情報たっぶりの情報でございますので、それはある程度支援を担っていただく方々にしっかりと理解を得なければいけない。それに関しまして町内会にお願いすることが多くなってしまふのは事実でございます。しかし、現状、町

内会の加入率が低くなっているという部分でありますけども、それを理由にじゃあどうしようもないからやめようねっていうふうなことには当然ならない話でございまして、そことの関係をですね、しっかりと町内会ともですね、町の方もしっかりとした関係を構築できるように、今後も進めてきたいというふうには考えております。以上です。

## 町立保育園運営管理経費

- 宗形委員長 7番、宗形でございます。主要施策ナンバー77番、町立保育園運営管理経費ということで、これ私一般質問をさせていただいた保育料無償化というお話なんですけれども、それは検討しているのかというお話なんです。その中で、一般質問以降、庁舎内でどのような会議をして、今年度この予算に至ったのか。また、アンケート等調査したことがあれば教えていただきたいというふうに思います。
- 子育て支援課長 はい。子育て支援課長の吉田です。ただいまの宗形委員長の質問にお答えさせていただきます。昨年の一般質問でお答えさせていただいたとおり、中標津町としましては、保育料が高額で入園できない人数を把握してないことがありましたことから、令和5年度に実施予定の子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ実態調査を行いまして、その後その結果を受けて保育料が高額で入園できない人数ですとか、保育料の設定金額のニーズを把握した上で検討していきたいということで、令和4年度ではなくて、ニーズ調査を行った後に検討していきたいというふうに考えておりました。以上です。
- 宗形委員長 はい。前回の一般質問の意図だったんですけども、高額で入れない入れる人いるか、待機児童いるかというよりも、やっぱり町としてこの先、子供たちが今減ってきて大変だっていう時代で、お父さんお母さん方にやっぱり子供を産む環境作ってあげなければいけないと思うんです。その中で、例えばゼロ歳児だと最高10万ちょっとの1カ月保育料がかかってくるっていう中で、稼いでいるお父さんお母さん、本当にそれで払っていかたとしても、預けられるかという問題もありますし、町長の施政方針の中にも、この待機児童解消に努めてまいりますというふうな言い方をされているんですけども、実際この間の委員会では事実上いないと。途中途中出てくる方もいますけどもっていうような答弁でした。なので、待機児童ゼロなんですけども、保育料無償化とか少し額を下げると入る人が多くなるから大変になってくるっていう、保育士さんの数も足りないというような前回の一般質問の流れだったんですけども、それだったとしても今後20年間、子供たち育ていくこの中標津町でやっぱり必要な事業だと思いますし、他の町も一生懸命やっていますし、特に国なんかは1番、異次元の子育て対策ということで、子供たちが減って大変な時期に来ているという中で、保育料の変更は今年なかったということですけども、このままで中標津はいいんでしょうかということなんですけども、保育料を今後考えていくべきじゃないでしょうか？
- 子育て支援課長 はい。子育て支援課長の吉田です。ただいまの質問にお答えさせていただきます。まず来年度、待機児童の解消に向けて地域型保育事業所を拡大していくっていうお話だったんですけど、令和4年度当初は待機児童はおりませんでした。宗形委員長おっしゃるとおり、年度途中では育児休業明けですとか途中に希望する方は入れないという状況、潜在待機児童も含めておりました。その部分の解消に向けて、来年度、地域型保育事業所の拡大をして待機にならないように確保に努めてきたところです。町として保育園に入れないという状況は、保育を受ける保育園等の枠がなくて入れないっていう人が年度途中にはいるんですけど、年間を通して保育園に受け入れる体制、保育枠を設定して決めているところですけど、今後、保育料が無償化減額等をもし実施したとした場合、例えば入園希望者が増加

するとします。その場合、保育園には入れない人がさらにもっと増えてくる可能性があるというところで、その場合は保育部屋を受け入れる施設を増やさなきゃいけないとか、保育士を増やさなきゃいけないという状況も同時に出てくる状況もありますので、その辺も含めて実態調査を行って、本当に保育園を希望する、保育料が高くて入れないという人たちもどれぐらいいるのかというところも把握した上で、総体的にどれぐらい必要かというニーズを把握して考えていきたいと思っております。以上です。

## 地球温暖化対策実行計画推進事業

- 松村委員 18番、松村でございます。主要施策の92番、地球温暖化対策実行計画推進事業。予算額はゼロでございますけれども、先ほど施政方針の部分での質問もございました。町長はこれから中標津町、ゼロカーボンシティを目指して宣言をしていくという、このようにお話しになっておられます。思い返しますとCOP3、京都議定書、この中標津町議会から日本国政府に対して本腰を入れて取り組めという、そういう意見書を出して随分時間が過ぎました。その頃、この地球温暖化、これを具体的に自治体が議場に議題としてのせて行動していくという姿はまだまだ期待できなかった。それがここまで来たんだなと思っております。毎度、この部分について質問いたしております、行政の管轄にあるさまざまな、特に今回LEDについてはその取り替えが進んでおりますし、町立病院の北側の窓が強化されたりとか、さまざまに行われているんですけども、最終的には町民の皆さんに努力義務とは言いながらも、町全体のCO<sub>2</sub>発生をどうやって抑えていくか、そのためには町民が今使用しているエネルギーはどの程度の量なのか、それを毎年毎年削減していったって、最終的に2050年の実質ゼロに向けての努力ということに尽きるんだらうなと思うんです。これをやっていかなければ、このゼロカーボンシティの宣言の根幹の目的は達成できない。一方で、町民の皆さんに主体者として自発的に行動してもらうために、何がしかの象徴的なプロジェクト、それを毎年毎年やっていったって、その成果を町民に披瀝して、なおかつ町外にも日本全国にも発信できるような、そういうプロジェクトを研究すべきではないか。北海道有数の寒いこの我が地域にあって、建築の断熱性能を大幅に少なくしていく。今回の議会でも建築に関しての手数料の部分で排出量を大きく制限できる建物についての手数料を大幅に少なくするみたいな形の誘導政策が打たれていますけれども、中標津町としてこのプロジェクトみたいなものを今後予算化して研究していく。そしてそれを町民に発信していく必要があると思っておりますけど、町長この点いかがでしょうか？
- 町長 松村委員の御質問にお答え申し上げます。ゼロカーボンシティの関係は、先ほど平山委員の方からも質問がありましたとおり、今回提案しております予算の中にも6項目ほど関係予算がございます。それを御審議いただいて採決いただければ、本当に速やかに宣言したいと考えているところであります。それと特徴的な取り組みという部分でございますけれども、この中にありますJクレジットの取り組みというのは、本当に中標津町は先頭切ってますね、始めた部分でございますので、これはもう本当に特筆すべき取り組みであるというふうに私どもも自負しているところでございます。今後、こういった取り組みを機にしっかりとゼロカーボンシティを目指していくべきだと思いますし、これは国全体、それから北海道、この地域も含めてすべての市町村でやろうというふうに意気込んでいるところでございますので、関係団体それから自治体も含めてですね、しっかりと対応、今後要求されますし、我々側もしっかりと対応しなきゃいけないと思います。また、いろんな関係する業界の皆様、LEDであれば電気の関係の業界の皆様、それから建物であれば建築業界の

皆さま、こういった方々にもですね、しっかりとお声かけさせていただきまして、勉強というんですかね、そういったできることは何なのか、何をしなくてはいけないのかということは、ぜひその業界をあげて検討していただけるようにですね、こちらからもしっかりとお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

## 地球温暖化対策実行計画推進事業

○宗形委員長 7番、宗形でございます。同じく主要施策ナンバー92番、地球温暖化対策実行計画推進事業ということで質問させていただきます。今松村委員質問されたとおりなんですけども、プラス平山委員の答弁のとおり予算が可決されれば進んでいくということなんですけども、この事業自体が何か突発的だなというふうに思うんです。予算見ても令和5年度からやっていくっていうことなんですけれども短期的な方向性しか見えなくて、実際のところ国や道から見ると2050年までにはゼロにしていくという方向性なんですけども、当町としてその2050年までの方向性が全く、結局のところこの間の委員会では見えなかったっていうのもあるんですけども、町長としてその方向性についてどのように考えていますか？

○町長 はい。ゼロカーボンシティの2050年に向けてという部分でございますけれども、現時点では既に御答弁申し上げておりますが、2050年までのきちとした道順というのは示されておられませんし、まだ我々も現実的にどの程度それを進めるとそうなるのかというあたりもですね、十分な理解に至っていないというのがあります。今後、その部分につきましては国全体がそうやっていこう、北海道が頑張るんだと、この地域もいくぞというふうな意気込みはまず通じたかなと思っておりますので、そういうのをしっかりとした形にしていくようにですね、努力したいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○宗形委員長 再質問させていただきます。やっぱりまだ中身は見えていないという状態ですので、まだ中標津だけ宣言していないということなんですけれども、やっぱり計画立ててやっていく以上、しっかりまず10年でも20年でもいいので、10年置きでもいいので、しっかりとした計画、目の前に見えている計画をしっかりと立てて、しっかりと固めてから方向性見せていかないと、何となくやっていきますでは多分町民もついてこれられないですし、町もちょっと結局のところ、目標を掲げられるだけで実行に移すのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思うので、しっかりと固めてからやった方がいいとは思いますが、どうでしょうか？

○生活課長 生活課長の田中でございます。ただいまの宗形委員長の御質問に御答弁させていただきます。委員会でもお話ありましたとおり、2050年までのロードマップが十分に示されていないという御指摘はごもっともな部分で、ただいま町長の答弁あったとおりでございます。しかしながら、目標値、計画という話なんですけれども、我々自治体の中で作っております地球温暖化対策実行計画事務事業編というものがございまして、こちらにつきましては2030年を目指してCO<sub>2</sub>を低減していくという目標値も定めております。これは義務の計画になっております。一方で、先ほど松村委員の話もありましたけども、関連しますが町民に向けて、または企業様に向けてっていうような視点になりますと、これは中標津全域の話になってくると思います。いわゆる事務事業編ではなく区域施策編というような非常に大きな計画になってきます。これはですね、道内でも十数カ所、二十カ所程度ぐらいしかまだ策定しておりませんので、法的には努力義務にはなりますが、今御指摘のあったようなことを進めるに当たっては、やはり区域施策編をもって全町挙げてやっていくという方向に進んでいくのかなっていうような今実感ありますので、その辺の区域施策編を睨みながら進めていき

たいと思いますので御理解いただければと思います。

## 合葬墓整備事業

○江口委員 8番、江口智子です。主要施策ナンバー95番、合葬墓整備事業について、補足説明資料には生前受付を行わないというふうにあることから、休会中の委員会の中でその理由について質問しました。1つには生前で受付した方が転出されたとか、亡くなったという際のそういった把握が煩雑であるということが1つあったかと思いますが、それについては自治体DXを活用してワンストップできるような方法を研究していただきたいというふうに思うんですが、もう1つ、道内にある合葬墓の中でも生前受付をしているところ、それからしていないところがまちまちあるということで、私も説明を受けた後で、道内のザーッと状況を見てみました。その中で感じたことが、まず合葬墓というのは合葬ですから、一旦骨を合葬してしまったらもう2度と取り出せないということで、申し込む際にはそのことを承諾した上なので、結構このハードルがもし生前で受付をしたいと言ってもハードルが1つ高くなることだと思うんですね。その上で、それでも身寄りもないし、ぜひ合葬墓にっていうことでしたら、例えば枠を決めて、1次募集のような形でまず100とかに数を決めて、様子を見ながら申請時に前納してもらい、そして返金はしませんと。どこだか忘れましたが、そのようなシステムを取っているところもありました。そうすることで2段階のハードルを構えることで、その方の決意が、それでもお願いしたいという方の分を受けていくことは、今合葬墓を待ち望む方たちにとって、やはりその自分の最後の行き場を決めておきたいという思いもあるものだと思いますので、そういった形で生前受付を考えることというのはできないでしょうか？

○環境衛生係長 環境衛生係長の佐久間です。ただいまの質問にお答えいたします。昨日の委員会の中でも説明させていただきました内容、委員のおっしゃったとおりだと思います。現時点では先ほどのDX関係というのは、ちょっとまだ実際に法律上可能なのかなのか等、これから確認していく作業が必要になりますので、それはそれで検討させていただきたいと思います。また、今言われた事前応募というようなやり方ということもあるのですが、こちらにつきましても、現時点では、まだすべてこの運用にかかわって決めているという状況でないことは確かですので、ただ申請に当たっては本人の意思も非常に大切なんですけど、実際に申請する際には必ず申請者となり得る方の意思確認というのが非常に重要になってくるというふうに各市町村の情報から聞いております。こちらにつきましては、本当にそのトラブルを回避するために、ある町では二親等以内、すべての方の同意を得るですとか、家族の方々と必ず協議しましたというような同意書を得るといような形を持って、事前受付等の手続を進めているという状況も聞いております。まず、こちらご本人様と申請者となられると思われる方々との話し合いというのを、まず確実にさせていただくということも含めまして、事前受付のやり方につきましては、今後検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 合葬墓整備事業

○佐野委員 12番、佐野弥奈美です。同じように主要施策95番の合葬墓整備事業について伺います。委員会の中でも屋根や納骨堂がないということを質問させていただきました。その際に、個々のお墓には屋根がないからという理由でした。どうしても建物の図面がない

せいもあるかもしれないんですけども、納骨堂もないということは、大変申し訳ないんですけど、第2墓地の横にあるペット霊園と重なるんですよ。あそこも結局合葬墓があつて、法要のときにあそこに自分のうちにあつた骨壺を持って行って、その場でガッとあけられるんですよ。ペットでさえつらいんですよ。それをやられると。先ほども江口委員もおっしゃいましたけれども、混ぜてしまった骨は取り出せないんですよ。無縁仏ではないんですよ。結局、皆さんどうして合葬墓が欲しかったかっていうと、地方に出て親がこちらにいて、親がここで亡くなってお墓を作りましたっていったときに管理ができないから合葬墓にして欲しいっていう話だったと思うんです。まして屋根がないならお盆の時に帰ってきた時に皆さん、万が一雨が降った時にびしょ濡れであそこで皆が集まってお参りするんですかって話にもなってくる。私方がそれこそ一般質問や何かもさせていただきましたけれども、実際見てきたところは確かに規模も大きくて景色もよくてすばらしいところを見てきたので、そのイメージもあるのかと思いますが、その場合は納骨堂は本当に簡易な棚でそこに骨を一時的に保管をするような形。要は合葬墓の管理者の人しか入れない状況になっていますから、極端に言えば預けた本人たちは、それをさっぱりわかってはいないんですよ。ただ期間が来ると、それを1つのところにまとめて袋に入れて、そこに埋葬するっていうような形を取っている。要は亡くしたこちら側としてはそれぐらいやっていたかかないと、合葬墓に預ける意味がない。まるっきりペットと同じような形ではないけれども、いきなり一緒にされる、そこに納めて欲しいというために、今実際に個々のお家で合葬墓ができるまで骨を置いておこうと置いている方が結構いらっしゃる中で、それをいきなり持って行って、とりあえずはここに置いてください。納めます。5年だったら5年面倒見ますっていうか置きますっていう、その後の処理はどうでもいいですよっていうか、任せますっていうんだったらわかりますが、いきなり持って行って置きました。本人帰りました。バンって開けられるのでは合葬墓の意味がないというような気がするんですけど、その辺いかがでしょうか？

○環境衛生係長 環境衛生係長の佐久間です。ただいまの質問にお答えいたします。納骨堂と屋根の関係でございますけれども、まず納骨堂に関しましては、今、一時的な仮置きというようなイメージのお話もございましたけれども、まずお骨につきましては、個人が御自分の家で保管しておくことに関しては法律上認められているところなんですけれども、これを他者に預けるという形になった時点で納骨堂ということでの許可が必要になってくることになります。この場合ですね、構造物としてはいろいろな基準がございますので、やはりその中に耐火性を求められるというようなこともございますので、本当に簡易的なものということにはなかなかならないのかなと考えております。また、仮に預かったとした場合、期間、管理者をどのようにそこに人を張りつけるですとか、そういう細かい部分も場合によっては検討が必要になってくるかと思えます。これによって建設費等、運営費等の高騰も考えられるかと考えます。またですね、屋根につきましても、実際に私の方で道内市町村、すべてではございませんが、現在20町村ほどのですね、御協力をいただいて情報をいただいております。こちらでいきますと、屋根、納骨堂につきましては、基本的にはどこの市町村につきましても公の合葬墓という形では基本的にないんですが、1市町村のみ旧火葬場の中に設置しているところがございますが、それ以外につきましては、屋根、合葬墓につきましてもありませんというような状況でございました。ですので、特別、現在予定しているやり方が特殊なものであるというような考え方の認識ではございませんけれども、一般的に納骨堂というのを利用しないという形が一般的かと考えております。また、実際に合葬墓の相談、現時点で私の方で普段窓口ですとか、電話の方で受付してお話を聞いた中では、やはりおっしゃっているとおり身寄りがないですとか、なかなか子供が近くにいないですとかの理由によ

って、そのため高額なお墓を建てて管理するのは難しいなどの御意見もいただいておりますので、そういう面では基本的にはあまり高額にならないものを想定した形での合葬墓を予定しているところでございます。以上です。

○佐野委員 説明の中でも、住民からの合葬墓に対する要望があつて建設っていうふうになっています。この納骨堂がないことだとか屋根がないことっていうのも、町民は了解しているのかどうか。それと、また身寄りがないっていうか、要は無縁仏に近いような合葬墓のイメージなんですよ。合葬墓と無縁仏用の違いが余り出ない。要はお金のない人のためについていうよりも、きちっと管理をするべきの合葬墓なのか、それでも誰でも彼でもいいから、お金のない人も何もかもすべてここに一緒に入れてあげるんだよっていうような感覚の合葬墓作りなのか。その辺っていうのは理由付けとしてちょっと違うんじゃないかなっていうふう思うんですけど、その辺はいかがでしょうか？

○生活課長 生活課田中です。ただいまの佐野委員の御質問に御答弁申し上げます。まず1点目の屋根のないこと等について、町民の理解が得られているのかというところでございますが、過去にもですね、これ本当に5年、下手をすると10年弱ぐらい前からの話だったかと思いますが、各町内会の集まり等で意見を伺ったりですとか、これまで各委員会の方でも皆さんに御意見いただいたり、さまざまな御意見があります。屋根についてもあった方がいい、なくてもいいんじゃないか、先ほどの生前受付あるいは納骨堂の話もしかりです。そういった中で、十分に屋根があった方がいい意見が占めているのかどうかというのは把握しておりませんが、我々の方としても委員会でも説明させていただきましたが、将来的に非常に人数が多くなって、そういったときにも屋根の設置について余地を残してほしいというような御意見をいただき、なるほどなところがあったんですが、建設当初においては納骨堂あるいは屋根については必要ではないという判断をしているところでございます。また2点目の無縁仏と同じじゃないのかというような御指摘でございますが、無縁仏につきましては、例えばですけども事件性のあったものですか、本当に本人が確認至らないようなもの含めてですね、致し方ない部分、こういったものをですね、納骨させていただいている。1年に1度慰霊祭を行っているというようなことでございますので、合葬墓につきましては、こういう合葬して埋葬していくというこの時代の中で、十分にその合葬墓の中身を理解された方、先ほど江口委員の方からもありましたけれども、条件を理解し、それでも入りたいよという方に対して提供していきたいと考えておりますし、墓じまい、あるいは墓の建設にお金がかかる、こういった町民の多くの意見、早く合葬墓を建設して受け入れて欲しいというところで、全く無縁仏と合葬墓は違うというふうな認識しておりますので、御理解いただければと思っております。以上です。

○佐野委員 先ほどから、だから1番何が気になっているかっていうと、多分私だけなのかな。要は本当にたまたまでないけれど、動物と同じ扱いをされているっていうのが凄く嫌なんです。自分がそこに入るとして、ペット霊園と同じ扱い。委員会の中でも何度も言いましたけれども、要は先人たちが今まで中標津町のために一生懸命やってくれていた人が、たまたま子供たちが外に出ていて、自分たちだけでやらなきゃならないから合葬墓に入りたいんだっていう理由の人をね、そういった形で埋葬するっていうやり方が気に入らないっていうだけのことなんです。なので、屋根やなんかはいいんです。要はその埋葬方法を納得できないかな。ただ、多くの町民にそういった話をして、町民の多くの方が納得してくれるんだったら、それはそれでいいと思うんですけども、そういったところもきちっと確認していただきたいということで、質問これで。答弁も同じことしか返ってこないと思うんで結構です。はい。

## 以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外からの質問
- ・国民健康保険事業特別会計予算の質疑
- ・後期高齢者特別会計予算の質疑
- ・介護保険事業特別会計予算
- ・議案第 20 号中標津町保育所設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑
- ・議案第 21 号中標津町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑